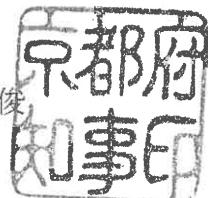


2住第466号  
令和2年7月16日

京都府住宅審議会  
会長 高田 光雄 様

京都府知事

西脇 隆俊



諮詢問

京都府附属機関設置条例（昭和28年京都府条例第4号）に基づき、下記の事項について  
諮詢します。

記

- 1 今後10年の住宅政策のあり方について
- 2 今後10年の住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給促進のあり方について

## 諮詢題旨

### 【諮詢事項1】 今後10年の住宅政策のあり方について

京都府では、府内における住民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する「京都府住生活基本計画」（計画期間：平成28年度から令和7年度）を定め、住宅施策を総合的に推進している。

同計画については、国が定める「住生活基本計画（全国計画）」に即して、社会情勢の変化や事業実績等を踏まえ、概ね5年を経過した現在、見直しを行う必要が生じている。

見直しに当たっては、現計画・施策の評価や最新の住宅関係統計調査に基づく住宅市場・住宅需要の把握・分析を行うとともに、人口・世帯構造の更なる変化、新たな住宅セーフティネット制度の創設、災害の多発化・激甚化、働き方改革の推進、WITHコロナ・POSTコロナ社会を見据えた生活様式その他の住宅政策に関連する多様な社会情勢を踏まえる必要がある。

このような認識のもと、京都府総合計画「京都夢実現プラン」に示された20年後に実現したい京都府の将来像——人とコミュニティを大切にする共生の京都府、文化の力で新たな価値を創造する京都府、豊かな産業を守り創造する京都府、環境にやさしく安心・安全な京都府——の形成に資する、今後10年の住宅政策のあり方について調査審議を賜りたく諮詢するもの。

#### 〈上記将来像の形成に資する住宅政策の例〉

- ・「子育て環境日本一」の実現に向けた住環境のあり方
- ・住宅確保要配慮者に対する住宅セーフティネット機能の充実
- ・地域資源を活かした魅力ある住生活の実現
- ・テレワークや在宅勤務に対応した住まい及び住生活
- ・災害に強い居住空間 等

### 【諮詢事項2】 今後10年の住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給促進のあり方について

「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」（平成19年法律第112号）が改正、施行（平成29年10月）され、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度等が創設されるとともに、各自治体では、国が定めた基本方針に基づき、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅供給促進計画を策定することができる事が定められた。

京都府においても、依然として民間賃貸住宅市場における住宅確保要配慮者の住宅確保が困難な状況があることから、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進と円滑な入居のための取組をいっそう推進するため、京都府住生活基本計画の見直しに合わせ、「京都府賃貸住宅供給促進計画」（計画期間：令和3年度から令和12年度 予定）を策定することとした。

同計画の策定にあたり、京都府の社会情勢の変化や賃貸住宅市場の動向等を踏まえつつ、今後10年の住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給促進のあり方について調査審議を賜りたく諮詢するもの。